

「適正な電力取引についての指針（改定案）」（新旧対照表）

改定後	改定前
<p>適正な電力取引についての指針</p> <p>令和7年1月31日</p> <p>公正取引委員会 経済産業省</p>	<p>適正な電力取引についての指針</p> <p>令和6年11月22日</p> <p>公正取引委員会 経済産業省</p>
<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>（略）</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I～III （略）</p> <p>IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 （略）</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） ネットワーク運営の中立性の確保</p> <p>（2）－1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制</p> <p>① （略）</p> <p>② 一般送配電事業者及びその特定関係事業者の従業者の兼職規制</p>	<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>（略）</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I～III （略）</p> <p>IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 （略）</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） ネットワーク運営の中立性の確保</p> <p>（2）－1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制</p> <p>① （略）</p> <p>② 一般送配電事業者及びその特定関係事業者の従業者の兼職規制</p>

改 定 後	改 定 前
<p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者が、以下 i から iv までに定める一般送配電事業者の特定関係事業者の従業者を、特定送配電等業務に従事させた認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第 22 条の 3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>i <u>小売電気事業者の従業者であって、以下の(a)から(c)までのいずれかに該当するもの</u></p> <p>(a) <u>小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>(b) <u>小売供給契約に関する業務を行う部門において、需要家に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（(a)に該当するものを除く。）</u></p> <p>(c) <u>小売電気事業に係る電力の取引に関する業務を行う部門において、当該取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（(a)又は(b)に該当するものを除く。）</u></p> <p>ii <u>発電事業者の従業者であって、以下の(a)から(c)までのいずれかに該当するもの</u></p> <p>(a) <u>発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>(b) <u>電源開発についての計画の策定に関する業務を行う部門において、当該計画に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（(a)に該当するものを除く。）</u></p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>一般送配電事業者が、以下 i から iv までに定める一般送配電事業者の特定関係事業者の従業者を、特定送配電等業務に従事させた認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第 22 条の 3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</p> <p>i <u>小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ii <u>発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(c) <u>発電事業に係る電力の取引に関する業務を行う部門において、当該取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（(a)に該当するものを除く。）</u></p> <p>iii <u>特定卸供給事業者の従業者であって、以下の(a)又は(b)のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(a) <u>特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>(b) <u>特定卸供給事業に係る電力の取引に関する業務を行う部門において、当該取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（(a)に該当するものを除く。）</u></p> <p>iv (略)</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(2) - 2 (略)</p> <p>(2) - 3 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等</p> <p>① (略)</p> <p>② 一般送配電事業者の特定関係事業者及び一般送配電事業者の従業者の兼職規制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>	<p>(新設)</p> <p>iii <u>特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>iv (略)</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(2) - 2 (略)</p> <p>(2) - 3 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等</p> <p>① (略)</p> <p>② 一般送配電事業者の特定関係事業者及び一般送配電事業者の従業者の兼職規制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p>

改定後	改定前
<p>一般送配電事業者の特定関係事業者が、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、<u>上記（２）－１②イ i から iv までに定める従業者として従事させたと認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第 2 3 条の 2）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</u></p>	<p>一般送配電事業者の特定関係事業者が、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、<u>下記 i ～ iv までに定める従業者として従事させたと認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第 2 3 条の 2）や業務改善勧告が発動される可能性がある。</u></p>
<p>（削る）</p>	<p><u>i 小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p>
<p>（削る）</p>	<p><u>ii 発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p>
<p>（削る）</p>	<p><u>iii 特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p>
<p>（削る）</p>	<p><u>iv 特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの</u></p>
<p>③～⑤ （略）</p>	<p>③～⑤ （略）</p>
<p>（２）－４・（２）－５ （略）</p>	<p>（２）－４・（２）－５ （略）</p>
<p>（３） （略）</p>	<p>（３） （略）</p>
<p>V （略）</p>	<p>V （略）</p>
<p>附則 本指針の適用</p>	<p>附則 本指針の適用</p>
<p><u>令和 7 年 1 月 3 1 日の改定後の本指針は、同日から適用する。</u></p>	<p><u>令和 6 年 1 1 月 2 2 日の改定後の本指針は、同日から適用する。</u></p>
<p>市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</p>	<p>市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置</p>

改 定 後	改 定 前
(略)	(略)